

働き方改革推進支援助成金

職場意識改善特例コース

今般の新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、
特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む
中小企業事業主を支援するための助成金です。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小事業事業主

- 【1】 新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備したこと
(事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。)

<就業規則 規定例>

第〇〇条 特別休暇

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次に掲げる状況に該当する場合には、必要と認められる日数について、特別休暇(有給)を取得することができる。

- 一 新型コロナウイルスに係る小学校や幼稚園等の休校等に伴い子の面倒を見る必要があるとき、
その他やむを得ない社会経済的事情があるとき
- 二 妊娠中の女性労働者、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)を有する
労働者から申出があるとき
- 三 新型コロナウイルス感染症に罹患の疑いがあるとき

- 【2】 支給対象となる下記の取り組みについて、いずれか1つ以上を
事業実施期間中(2020年2月17日(月)から同年5月31日(日)まで)に実施したこと

- (1) 労務管理担当者に対する研修
- (2) 労働者に対する研修、周知・啓発
- (3) 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング
- (4) 就業規則・労使協定等の作成・変更(計画的付与制度の導入など)
- (5) 人材確保に向けた取組
- (6) 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- (7) 労務管理用機器の導入・更新
- (8) デジタル式運行記録計(デジタコ)の導入・更新
- (9) テレワーク用通信機器の導入・更新
- (10) 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など)

注1: 研修には業務研修も含まれます

注2: 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象外です。

- 【3】 2020年5月29日までに「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を
管轄の都道府県労働局長へ提出したこと
- 【4】 事業終了後、2020年7月15日までに「働き方改革推進支援助成金支給申請書」を
管轄の都道府県労働局長へ提出したこと

受給内容

◆以下のどちらか低い方の額◆

- (1) 支給対象となる取り組み費用の合計額×補助率3/4(※)
- (2) 1企業当たりの上限額(50万円)

※: 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で(6)から(10)を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

取り扱い機関

都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室